

犬と猫のマイクロチップ
情報登録

犬猫　情報登録　変更用

マイクロチップの情報登録制度について

～いつ起きるかわからない災害や迷子に備え、
マイクロチップ情報を飼い主情報に変更登録しましょう～

マイクロチップとは

マイクロチップは世界で唯一の15桁の数字が記録されている、小さな電子標識器具です。皮下に挿入するため、一度装着すると首輪や名札のように**外れる心配の少ない身元を確認できるもの**です。

「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトに「**マイクロチップ番号と飼い主情報」**をあらかじめ登録しておくと、災害時に迷子で保護された時などに、専用の機械で番号を読み取ることで飼い主に連絡することができます。



マイクロチップ
直径1.4mm長さ8.2mm程度

マイクロチップの情報登録の変更

マイクロチップを装着・情報登録された犬や猫を購入または譲り受けた場合、飼い始めた日から**30日以内に飼い主の氏名や住所などの登録情報の変更手続きを行うことが義務付けられています。**（※引越で住所変更した場合や犬が死亡した場合も手続きが必要です（無料））



マイクロチップ情報登録　お問い合わせ先
（公社）日本獣医師会（環境大臣指定登録機関）

●変更申請方法

①**オンライン申請**（手数料400円）：手続きは上記二次元バーコードもしくは裏面参照

②**書面申請**（手数料1,400円+振込手数料）
（公社）日本獣医師会（TEL03-6384-5320）に連絡し、申請書類を取り寄せ、必要事項を記入の上、必要書類と一緒に郵送

犬の登録　お問い合わせ先　　岐阜市保健所生活衛生課　058-252-7195

令和６年11月作成

オンライン申請での登録情報の所有者変更方法

①購入または譲渡しの時に渡された
登録証明書を準備

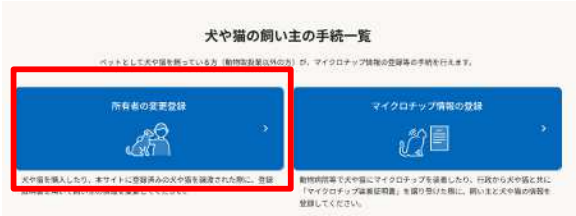
②犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト
(https://reg.mc.env.go.jp)にアクセス
※装着証明書の二次元バーコードからもアクセスできます



③犬や猫の飼い主の方をクリック



④所有者の変更登録をクリック



飼い主を変更する犬猫の照合へを
クリック





犬と猫のマイクロチップ情報登録
イメージキャラクター



⑤「マイクロチップの識別番号」と
「暗証番号」を入力し、
「犬猫情報の確認へ」をクリック。
画面に従って飼い主情報を入力

⑥支払い方法の選択し「支払い手続へ」を
クリックし、支払い手続きをする
（クレジットカード決済又はPayPay）

⑨「登録証明書のダウンロード（PDF）」
をクリック→「変更登録の完了へ」をクリック（メールが届いているか確認！）

※今後、住所や電話番号などを変更した時にも、変更手続きが必要です。
登録証明書は手続きに必要となりますので、大切に保管して下さい。